

平成30年度 第1回八尾市路上喫煙マナー向上推進協議会(第17回) 会議録(要約)

平成30年5月1日(火)
午前10時00分～午前11時35分
八尾市役所本館8階 第2委員会室
出席者 委員10名、事務局

1 開会

2 議題

路上喫煙禁止区域の範囲設定について

事務局より、資料2に基づき禁止区域の範囲の詳細(境界)について説明を行い、路上喫煙禁止区域(案)のとおり了承を得た。

【事務局説明】

- ・資料2のオレンジ及びグリーン部が現在考えている禁止区域(案)である。
- ・禁止区域の境界部分については、市民へ解りやすくするため、基本的には歩道に使用されている「タイル」を活用し、タイルとアスファルトの境目や、タイルとタイルの境目を境界とする。
- ・「タイル」は劣化による張り替えもあり得ることから、路面標示シートなどを貼り、禁止区域であることを強調する。
- ・交差点付近については、信号待ちの人が溜まりやすい場所となっているので、そのような場所を含むようにするため、直線ではなく歪な形となっている。
- ・資料2のグリーン部分はペDESTリアンデッキと言われる部分であり、こちらの下は通路になっており人通りが多くなっている。上についても商業施設等に向かう人がたくさんいる。近鉄八尾駅から東に行くトリノアスやアリオに行かれる方が多く、北側に行くと大阪経済法科大学のシャトルバス乗り場へ向かわれる方がたくさんおられ、デッキの上部部分についても禁止区域にした方が良く考えている。そのため、デッキの上下部の両方を区域にしてはどうかと考えている。
- ・地図上の近鉄八尾駅の白抜き部分については、改札や店舗などが複合している。この中で、中央改札へ上がるエスカレーター前通路と公衆トイレ前の通路は公道となっているので対象となる。

【質問等】

- Q. 禁止区域の境界をタイルを基準にするのは分かりやすく良いと思うが、タイルの種類違うということ道路管理者が違うということか。また、基本的には公道であるのか。
- A. ほとんどが八尾市の道路であるので土木所管が管理者である。タイルの種類の違いについては、施行時期の違いで種類が異なっている部分がある。工事等により路面標示シートが剥がされたり不明瞭になってはいけないので、禁止区域を設定するにあたり土木部署とも協議を重ね、工事の際には当課まで連絡をもらえるようになど調整をしていきたいと考えている。
- Q. ペントモールの歩道は公道であると思うが、道路の舗装は市で実施されたのか。
- A. 道路という認識ではあるが、ペントモール管理者の八尾モールさんが実施されたかどうかは分からない。
- Q. 禁止区域全体を統一したカラーにできないか。
- A. 理想ではあるが、区域も広いので予算の関係もあり難しいところである。
- Q. 個人的には、文化・芸術の拠点でもあるプリズムホールの前まで伸ばしてほしい。
- A. 区域の境界辺りに、普段指導を行っている指導員2名とともに改めて現地調査を行い、普段の指導している状況を踏まえ、境界辺りの意見をいただいた。実際の運用が始まったときに、境界を越えたから大丈夫だろうというような話になり得ると思うが、運用としては、禁

止区域はもちろん、近鉄八尾駅周辺など人が大勢いらっしゃる場所はそもそも路上喫煙が禁止であるということを禁止区域の内外だけでなく、粘り強く指導していく必要がある。ただ、このような設定をするにあたり一定の明確な図面が必要であることから、手続きを進めている。準備を進めているが、いろいろな調整が必要であることは実感しているところであり、許可を得られる制限もあり、また放置自転車対策は古くからしている。放置自転車対策として最近では駐輪場所が増えてきており、いろいろな施策との兼ね合いも出てきているので、しっかりと調整しながら進めないといけないと思っている。

Q. 地図上でいくと交番所も禁止区域に入っているが、交番所の中も全面禁煙ということか。警察の勝手な言い分になるが、府の施設は全面禁煙となっているが、24時間勤務で当直者もいることから警察本部などの庁舎内に喫煙場所を設けている。交番所というのは勤務場所であり仮眠場所となっているので全面禁煙となるのか。

A. 建物内につきましては施設管理者に決めていただいております、本市の条例は路上喫煙を対象としたものであるため、交番所の喫煙については施設管理者の判断となると思う。地図上では色がついているが、交番所は対象外である。

Q. 喫煙場所の設置は断念しているのか。

A. 平行して調整しているところである。

【意見等】

- ・路面標示シートも分かりやすいと思うが、子どもでもここが禁止区域であること分かるようにカラーを統一したりするのも良いと思う。子どもでも分かる環境をつくるのが、逆に大人も子どもに見られているという感覚を持てると思うのでより効果的であると思う。
- ・『やおええとこ発信隊！神エイト』のようなツイッターやフェイスブック、HPなどで「ここはどこでしょう？」として路面標示シートを添付しながら「ここです！」というような情報を不定期にでも更新してくれれば、八尾市が発信したものであれば私たちが安心して発信することができるので、併せて「禁止区域の路面標示シートを見つけよう！」というようなことをすれば、子どもたちも「あっ！あそこや！」と、大人と一緒に周知できると思う。個人でここはどこでしょうとすると疑心感を持たれるので、八尾市がそのような仕組みを作ってもらえれば発信ができるので、今のネット環境をもっとうまく活用してはどうか。
- ・「路面標示シートを探せ！」というようなことをするのであれば、路面標示シートにアルパカの絵を盛り込むとより良いと思う。
- ・禁止区域の境界は分かりにくいと思うので、目立つように道をふさぐくらいの気持ちで大きめの路面標示シートがあればよいと思う。
- ・八尾市は様々な国の方も多いため、日本語や英語以外の表記があってもよいと思う。
- ・現行の路面標示シートのデザインは堅く、何を禁止しているのか分からない。
- ・子どももわかるように、路面標示シートをひらがな表記で「ここはたばこダメです」など簡単な内容にしてはどうか。
- ・タイルを基準にするという行政としての目安があると思うが、利用者にはタイルが目安であると分からないので、シールが貼るのもよいとは思いますが、はっきりと線を引いてしまった方がそこまで費用もかからないと思うのでよいのではないかと。
- ・車道の信号で止まっている人が車外に捨てる人が多いので、禁止区域を区切るのであれば、この線を越えたらあかんよっというの分かるように車道に線を引いたりする工夫をした方がよい。
- ・ほとんどが歩行者であると思うが、一歩中に入ればアウト、一歩外に出ればOKとはっきりと区切るというのはマナーとしては難しいと思う。
- ・このタイルはダメですよっという広報をしっかりと行うことが大事であると思う。
- ・景観デザインの立場でいくと、そもそもこの狭い区域内に様々なタイルがあることは実は望ましくないため、もう少し統一するもしくは、2種類のタイルがぶつかる場合は、その間に線を入れて緩衝材とするのが本来である。そのような事を踏まえると、今後いろいろな色が入ったり、路面標示シートやサインがあるというのは、景観デザイン的にうるさくなってしまふ。これ以外のサインもたくさん増えてくると思うので、そのあたりをどのように整理、統合して行くのかということも考えておかないと、いろいろな部署がこれを知らせたい、見せたいとどんどん情報ばかりになってきてうるさくなっていくという危険性があるので、全体的な調整は必要である。また、景観の担当である都市政策課にも相談して、どのようなデ

サインが景観的によいのかチェックしてもらえるといいのではないかと。

- ・将来的に区域変更が起こるかもしれないので、そういう時にデザインをどのように示していくのかということがある。恒常的に同じ路面標示シートであればよいが、区域が伸びても対応できるようなデザインにしておいた方がよい。
- ・自転車は置く場所が決められたから減ってきたのであり、たばこが吸える場所もしっかりとあることが必要である。
- ・駅前広場の色はこの色であるというを出していき、駅前広場では吸えないですよという流れがよい。禁止区域という言葉は堅く楽しくない。景観の観点から駅前広場の色を決め、楕円でも私有地でも囲い、八尾市はここを駅前広場としますとして、ここで喫煙マナーを推進していくのでご協力お願いしますというのがよいと思う。
- ・法律に則って進める上での限界であり法律は白か黒かになってしまう。ここであれば吸ってもよいのかという話になってしまうが、そうではなく、皆さんが使うところから離れていても少しご遠慮いただけますかという気持ちがほしいところである。どうしても法律となってしまうと、禁止区域から一歩外に出ればよいという考えになってしまうので、そうでないという啓発運動も併せて行っていただけるとよいと思う。

3 その他

事務局より、3月9日に提出された法律案「健康増進法の一部改正する法律案 概要」及び「東京都受動喫煙防止条例（仮称）骨子案のポイント」の内容について情報提供を行った。

【内容】

（「健康増進法の一部改正する法律案 概要」より抜粋）

- ・屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮しなければならないものとする。
- ・国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。

③屋外における分煙施設

屋外における受動喫煙対策として、自治体が行う屋外における分煙施設の整備に対し、地方財政措置による支援を行う。

（「東京都受動喫煙防止条例（仮称）骨子案のポイント」より抜粋）

- ・喫煙場所の整備を積極的に支援

【質問等】

Q. 東京都の例を挙げていただいたが、八尾市は大阪府であるので大阪府が市町村への補助という話はないのか。

A. 今のところ大阪府における補助は把握していない。ワールドカップもあり東大阪市が開催地になっているので、何らかの動きはあるかもしれない。

4 閉会（略）

午前11時35分 閉会